

小林市キャッシュレス決済対応セミセルフレジ
導入業務プロポーザル選定要領

令和 7 年 7 月

小林市市民生活部市民課

1 目的

本要領は、「小林市キャッシュレス決済対応セミセルフレジ導入業務」について、公募型プロポーザル方式により、その業務の履行に最も適した契約の相手方となる受注候補者を、厳正かつ公正に決定するために示すものである。

2 受注候補者の決定

- (1) キャッシュレス決済対応セミセルフレジ導入業務に係る公募型プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）において、技術提案内容等を評価し、技術評価点、価格評価点を加算した総合評価点の最も高い提案者（以下「最高得点者」という。）から順位付けを行い、最高得点者を契約の相手方となる受注候補者とする。
- (2) 受注候補者の決定後、受注候補者と技術提案書等及び見積表の内容を基に履行に向けた協議と調整（以下「協議等」という。）を行い、協議等が調った場合は、契約手続きに進み、調わなかった場合は、順次、次の順位以降の者を繰り上げて、その者と協議等を行うものとする。順位付けを行った全ての提案者との協議等が調わなかった場合は、仕様書を見直し、再度プロポーザルを実施するものとする。
- (3) 選定の結果、最高得点者が同点で2者以上ある場合は、価格評価点の点数が高い者から順位付けを行い、価格評価点も同点の場合は、価格評価点のうち保守料等価格点が高い提案者を受注候補者とする。
- (4) 最低基準点は、総合評価点の配点の6割以上とし、最低基準点を満たさない提案者は、受注候補者決定の対象としない。
- (5) 提案者が1者の場合は、最低基準点を満たす提案者を受注候補者とする。ただし、最低基準点に満たさず選外となった場合は、仕様書の内容を見直し再度プロポーザルを実施するものとする。

3 評価の方法

(1) 総合評価点の算定は、次のとおりとする。

$$\text{総合評価点} = (\text{A}) \text{技術評価点} + (\text{B}) \text{価格評価点}$$

(2) 総合評価点の配点は、次のとおりとする。

項 目		内 容	配 点	うち割合	割 合
(A) 技術評価点	(C) 基礎点	機能要件一覧	450	50%	50%
	(D) 加点	技術提案書及びプレゼンテーション	450	50%	
(B) 価格評価点	(E) 初期導入費 価格点	キャッシュレス決済 対応セミセルフレジ 導入費用	450	50%	50%
	(F) 保守料等 価格点	ランニングコスト	450	50%	
総合評価点			1,800		100%

(3) 各項目の算定方法は、次のとおりとする。

ア (A)技術評価点

$$(\text{A}) \text{技術評価点} = (\text{C}) \text{基礎点} + (\text{D}) \text{加点}$$

①(C)基礎点

事務局が提案者から提出された機能要件一覧表（様式第9号）を確認し、客観的事実に基づき次に示す基準により点数を与え、合計点を算出する。

対応可否	配 点
標準機能	10 点
代替手段対応	6 点
カスタマイズ対応	3 点
対応不可能	0 点

②(D)加点

技術提案書等の内容及びプレゼンテーション審査は、委員会の委員（以下「委員」という。）が、別紙1「技術提案書に係る評価項目及び評価基準」の評価項目を、次の評価基準により評価する。

評価基準	段 階
十分に評価できる	A
評価できる	B
やや評価できる	C
評価できない	D

各配点区分における評価基準の段階ごとの配点は、次のとおりとする。

配点区分	評価基準の段階			
	A	B	C	D
15 点	15 点	10 点	6 点	0 点
10 点	10 点	6 点	3 点	0 点
5 点	5 点	3 点	1 点	0 点

(D)加点＝委員による評価点の合計点

イ (B)価格評価点

事務局が提案者から提出された見積表（様式第11号）を確認し、客観的事実に基づき次のとおり価格評価点を算出する。

(B)価格評価点＝(E)初期導入費価格点＋(F)保守料等価格点

① (E)初期導入費価格点

(E)初期導入費価格点

＝初期導入費価格点の配点（450点） ×

（ 全提案者中最も低い見積価格 / 当該提案者の見積価格 ）

※ 有効数字については、小数点第2位まで有効とし、小数点第3位で四捨五入する。

※ 様式第11-1号見積表の初期導入費用金額（税込み）が予定金額等の額（予定価格）を上回った場合は、受注候補者決定の対象とせず、順次、次の順位以降の者を繰り上げてその者と協議等するものとする。

② (F)保守料等価格点

保守料等価格点は、ランニングコストの見積価格が最も低い者から順位付けを行い、順位に応じて次のとおり配点する。複数の提案者が同じ

見積価格の場合は、同一順位とする。

順 位	配 点	割 合
1 位	450	100%
2 位	360	80%
3 位	270	60%
4 位	180	40%
5 位以下	90	20%

4 技術提案書の内容及びプレゼンテーション審査

(1) 趣旨

提案者から提出された技術提案書等の内容及びプレゼンテーションによる審査を実施する。

(2) 質疑応答

プレゼンテーション終了後、質疑応答を行う。なお、質疑の内容も評価に加える。

プレゼンテーション 30 分	質疑応答 20 分
-------------------	--------------

(3) 出席者

4名までとする。

(4) プレゼンテーションの順番

プレゼンテーションは、参加表明書の提出順に行う。

5 留意事項

(1) プレゼンテーションは、あらかじめ提出された技術提案書（様式第8号）の項目番号順に説明することとし、項目番号を明確に表示すること。

(2) 選定の公平性を害する行為や信義に反する行為があった場合は、失格とする。

**小林市キャッシュレス決済対応セミセルフレジ導入業務
技術提案書に係る評価項目及び評価基準**

審査書類	評価項目	評価事項	配点
業務実績 (様式7)	同種業務の実績	・ 地方自治体への導入実績は十分にあるか。	10
技術提案書 (様式8)	自社のセミセルフレジの特徴	・ 自社の機器の特徴、技術力等において、優れている点、差別化できる点などアピールポイントが示されているか。	15
	操作マニュアル	・ 操作マニュアルが作成されているか。作成されていない場合、導入までに作成可能か。	10
	保守内容	・ 保守内容や報告方法について、業務内容や報告内容が具体的に示されているか。	10
	保守サポート体制	・ 保守メンテナンス拠点は宮崎県内に有しているか。 ・ セミセルフレジと自動釣銭機において障害が発生した場合、一連したサポート体制が構築されているか。 ・ 保守サポート体制については当日対応可能か。 ・ 市の窓口開庁時間中の障害発生時対応サポート体制が整備されているか。	15
	セキュリティ対策について	・ 個人情報等の取扱いと情報漏えい対策並びに自社の体制について明確に示されているか。	10
	セミセルフレジへの操作やアクセス管理	・ 操作やアクセスに関するログの取得が可能か。 ・ 操作やアクセスに関するログの取得について一定期間保管することは可能か。	5
	業務データの改ざん対策	・ 不正に更新又は改ざんされることのないよう対策がなされているか。 ・ 業務の処理に関する操作記録が適切に管理及び記録され、不正に改ざんできない対策がなされているか。	5
	職員研修について	・ 研修内容が具体的に示され、研修時期と回数が適正であるか。	10
合 計			90